



2016年10月発行電子版

国際エネルギー・スタープログラム

ENERGY STAR® International Program

オフィス機器の国際的省エネルギー制度



コンピュータ



ディスプレイ



プリンター



ファクシミリ



複写機



スキャナ



複合機



デジタル印刷機



コンピュータサーバ



経済産業省
資源エネルギー庁

国際エネルギースタープログラムとは

国際エネルギースタープログラム制度運用国・地域



「国際エネルギースターロゴ」

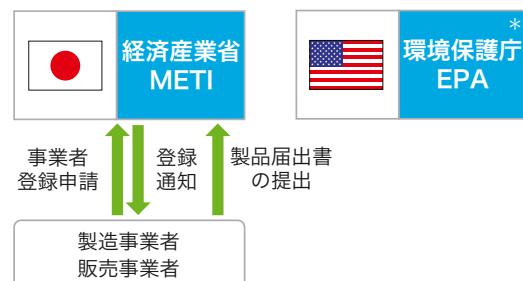
「国際エネルギースタープログラム」は、世界9カ国・地域で実施されているオフィス機器の国際的省エネルギー制度です。製品の消費電力などについて米国EPA（環境保護庁）により基準が設定され、この基準を満たす製品に「国際エネルギースターロゴ」の使用が認められています。製品本体、パンフレット、取扱説明書、ホームページなどでご確認ください。

地球環境を守るために国際的な省エネ制度です。

「国際エネルギースタープログラム」は、日米両政府合意のもと、1995年10月から実施されています。現在では、EU、EFTA、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、台湾なども参加し、取り組みは世界各国・地域に広がっています。

本プログラムは任意登録制度です。

参加を希望する製造事業者または販売事業者は、事業者登録を行います。その後、対象製品が基準を満たした製品であることを自社または第三者機関にて確認し、届出を行うことにより、国際エネルギースターロゴを製品等に表示できます。事業者登録申請書および製品届出書は経済産業省に提出します。



*米国EPA(United States Environmental Protection Agency : 環境保護庁)

日本国内では、経済産業省のもとに下記団体が製品の技術的検討、基準改定にあたっての業界意見とりまとめなどで協力し、本プログラムを推進しています。

JEITA 一般社団法人 電子情報技術産業協会

JBMIA 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

CIAJ 一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

国際エネルギースタープログラム
International ENERGY STAR® Program

国際エネルギー・スターロゴ

国際エネルギー・スタープログラムとは 制度要綱と運用細則 登録手続き ENERGY STAR 基準書／関連資料 お問い合わせ
最新情報 パンフレット・各種資料pdf等ダウンロード サイトマップ

対象製品と基準改定状況
国際エネルギー・スタープログラムは以下の年に改定された最新基準を適用しています。

コンピュータ	ディスプレイ	プリンター	複数機	複数機	複数機
2014年1月	2013年6月	2014年1月	2014年1月	2014年1月	2014年1月

このサイトは 国際エネルギー・スタープログラムは、世界の主要地域で実施されているオフィス機器の国際的省エネルギー規格 (ENERGY STAR) です。日本における国際エネルギー・スタープログラムは、日本両政府の意向のもと1995年10月から実施されています。この規格は、当プログラムの最初の運営を担当して公的機関としています。

このページはこの規格について詳しく

適合製品を登録する
登録メニューログイン 適合製品の登録はこちらから

お問い合わせ
制度変更と制度実現、製品の届出書、記入例等をダウンロード

印の製品は1年内の基準改定が予定されています。

国際エネルギースタープログラムの基準に適合し、届出された製品をホームページでお知らせしています。

国際エネルギースタープログラム

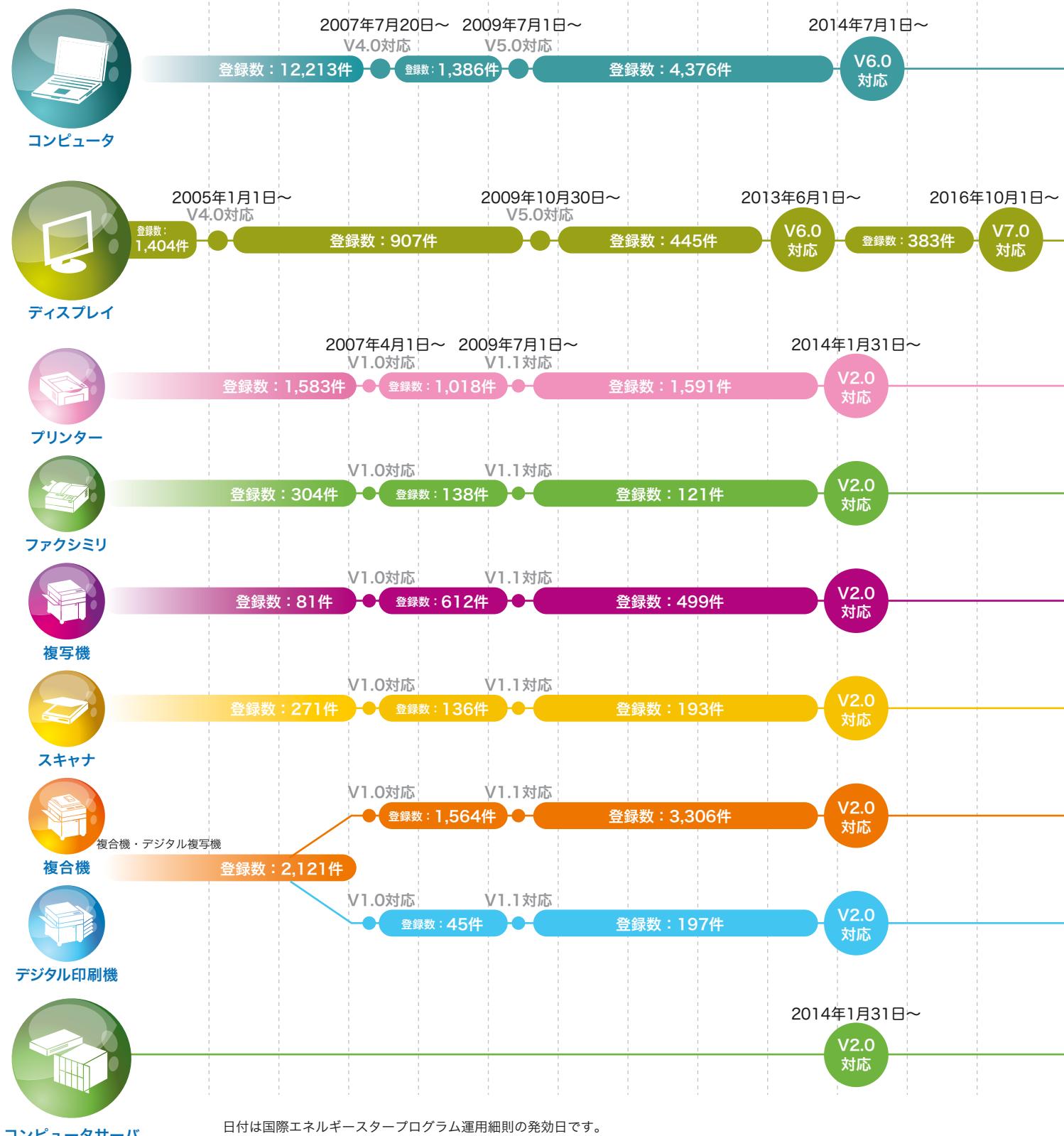


<http://www.energystar.jp>

コンピュータ、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル印刷機、コンピュータサーバを対象として、データベースに登録しています。適合製品のデータベースは随時更新されています。

国際エネルギー・スタープログラムの 対象製品と運用の歴史

対象機器



日付は国際エネルギー・スタープログラム運用細則の発効日です。

登録数はバージョン別代表機種登録数です。製品群（色違い等、エネルギー効率が同等とみなされる製品群）モデル数は含まれません。

基準は計画的に
見直されます。

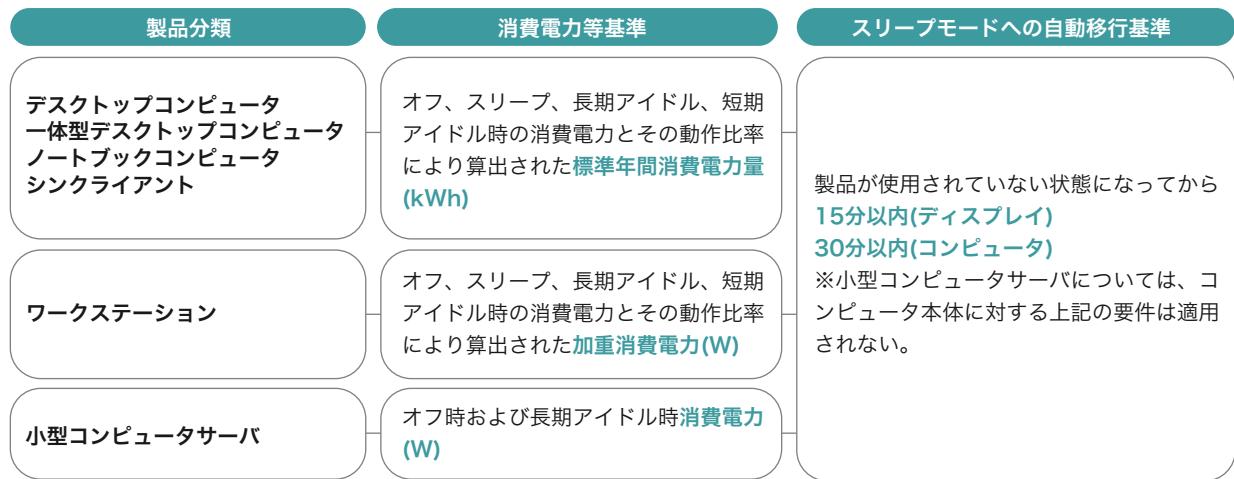
国際エネルギー・スタープログラムは、米国EPAの新基準バージョンに連動し制度要綱及び運用細則を改定し運用しています。米国EPAにおける新基準の策定または改定は以下の6つの指針に従い、実施されます。

- ✓ エネルギー効率改善が国家ベースで実現できること
- ✓ エネルギー効率化に伴い製品性能の維持または向上が見られること
- ✓ 購買者は相当な使用期間を経て購入コストを回収できること
- ✓ 唯一のテクノロジーを特別扱いしないこと
- ✓ 製品のエネルギー消費と性能を測定・実証できること
- ✓ エネルギースターロゴの表示により効果的に製品を差別化できること

エネルギースター適合基準概要 (2016年10月) コンピュータ/ディスプレイ



コンピュータ



コンピュータは2014年7月1日、V6.0対応新基準が発効されました。



ノートブックコンピュータの例

一体型グラフィックス、デュアルコアCPU(2.0GHz)、8GBメモリ、節電型イーサネット(IEEE 802.3az ギガビットイーサネット)×1、HDD×1、面積83.4平方インチ及び解像度1.05メガピクセルを有する14インチディスプレイを搭載している場合: 一体型グラフィックス、デュアルコアに対する基本許容値+追加許容値=22.0+17.0=39.0kWh

TEC消費電力量基準値 V6.1対応 **39.0kWh 以下**

(参考) V5.0対応 **41.6kWh 以下**

(類似モデルによる旧基準値)



ワークステーションの例

最大消費電力測定値が180Wであり、HDD×2を搭載している場合: $0.28 \times [\text{最大消費電力} + (\text{HDD搭載数} \times 5)] = 0.28 \times [180 + 2 \times 5] = 53.2\text{W}$

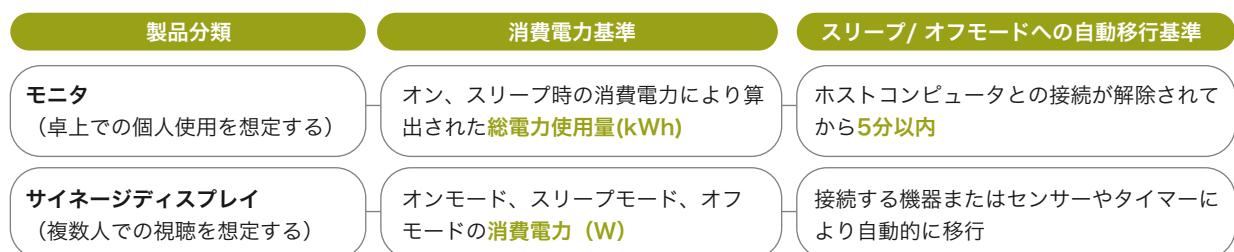
TEC消費電力基準値 V6.1対応 **53.2kWh 以下**

(参考) V5.0対応 **53.2kWh 以下**

(類似モデルによる旧基準値: 変更なし)



ディスプレイ



ディスプレイは2016年10月1日、V7.0対応新基準が発効され、モニタにはTEC方式(総電力使用量)基準が適用されました。



コンピュータモニタの例

サイズ19インチ、解像度1.296メガピクセル、画像寸法16.07×10.05インチの場合: $(6.13 \times \text{メガピクセル数}) + (0.21 \times \text{画面面積}) - 0.50 = (6.13 \times 1.296) + (0.21 \times 161.5035) - 0.50 = 41.36$ (計算結果に最も近い有効桁数に四捨五入)

最大TEC基準値 V7.0対応 **41.36kWh 以下**

(参考) V6.0対応 **15.5W 以下**

(類似モデルによる旧基準値)

旧基準はオン時消費電力を用いているため、単純な比較はできない。



サイネージディスプレイの例

サイズ55インチ、画像寸法47.6×26.8インチ(画面面積1275.68in²)、最大測定輝度600cd/m²の場合: $(4.0 \times 10^{-5} \times \text{最大測定輝度} \times \text{画面面積}) + 119 \times \tanh(0.0008 \times (\text{画面面積} - 200.0) + 0.11) + 6 = 125.74$ (計算結果に最も近い有効桁数に四捨五入)

オン時消費電力基準値 V7.0対応 **125.74W 以下**

(参考) V6.0対応 **352.4W 以下**

(類似モデルによる旧基準値)

スリープ時消費電力基準値 V7.0対応 **0.5W 以下**

(参考) V6.0対応 **0.5W 以下**

(類似モデルによる旧基準値: 変更なし)

オフ時消費電力基準値 V7.0対応 **0.5W 以下**

(参考) V6.0対応 **0.5W 以下**

(類似モデルによる旧基準値: 変更なし)



プリンター



ファクシミリ



複写機



スキャナ



複合機



デジタル印刷機

製品分類

消費電力等基準

スリープモードへの自動移行基準

TEC方式

標準的な1週間の消費電力量 (kWh/週)

※標準的な1週間は、稼働とスリープ／オフが繰り返される5日間＋スリープ／オフの2日間で構成されている。

※基準値は、製品速度(印刷または複写の速度)に基づき算出される。

OM方式

スリープ時消費電力 (W)

※基準値は、印刷エンジンに対する基準値に、インターフェース等の追加機能に対する許容値を加算して算出されます。

待機時消費電力 (W)

0.5W以下

5~60分以内

※ 製品機種、製品形式、製品速度により異なります。

画像機器(プリンター、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル印刷機)は2014年1月31日、V2.0対応新基準が発効されました。

製品は印刷技術、製品形式等で方式が分類されます

高温印刷技術

(電子写真、固体インク、感熱、染料昇華、熱転写)

標準

TEC方式

大判 小判

OM方式

高性能インクジェット

—— TEC方式

インクジェットおよびインパクト

—— OM方式

標準：標準サイズ(A4、レター等)または幅210～406mmの連続形式

大判：A2以上または幅406mm以上の連続形式

小判：標準よりも小さいサイズ(A6、マイクロフィルム等)または幅210mm未満の連続形式



A3モノクロ電子写真式複合機(プリント・複写・スキャン・ファックス機能)の例

製品速度45ipm 場合: $(s \times 0.11\text{kWh}/\text{ipm}) - 1.15\text{kWh} + 0.3\text{kWh}$ (許容値*) = 4.1kWh s= 製品速度(ipm)

*許容値は、A3対応可能製品に与えられる0.3kWh/週の許容値

TEC消費電力量基準値

V2.0対応

4.1kWh/週以下

(参考) V1.1対応

9.75kWh/週以下

(類似モデルによる旧基準値)



A4インクジェット式複合機(プリント・複写・スキャン機能)の例

スリープ時に使用準備状態にあるUSB2.0インターフェースを有し、定格直流出力36W電源装置、読み取り用CCFLランプ、0.5GBメモリを有する場合：印刷エンジンに対する基準値+追加機能許容値=0.6+1.67=2.27W

スリープ時消費電力基準値 V2.0対応

2.27W 以下

(参考) V1.1対応

3.42W 以下 (類似モデルによる旧基準値)

待機時消費電力基準値

V2.0対応

0.5W 以下

(参考) V1.1対応

1.0W 以下 (類似モデルによる旧基準値)



コンピュータサーバ

製品分類

アイドル時効率基準 等

稼働時効率基準

ラック搭載型・タワー型 (1S/2S)

アイドル時消費電力 (W)

※基準値は、最大可能搭載プロセッサ数等に準じる基本アイドル時消費電力許容値に、追加構成に対する許容値を加算して算出される。

ラック搭載型・タワー型 (3S/4S)

アイドル時消費電力の報告

ブレード型

総消費電力、ブレードあたり消費電力の報告

マルチノード型

総消費電力、ノードあたり消費電力の報告

SPEC SERT最新版による評価結果の報告

※SPEC : Standard Performance Evaluation Corporation

※SERT : Server Efficiency Rating Tool

コンピュータサーバは2014年1月31日、新たに導入されました。



タワー型1ソケット 標準單一プロセッサ・コンピュータサーバの例

HDD×2、8GBメモリ、2つのI/O装置(第1は2つの1Gbitポート、第2は6つの1Gbitポートを有する) 場合:区分Aに対する基本アイドル時電力許容値+追加アイドル時電力許容値47.0W+16.0W+3.0W+12.0W=78.0W (区分A:最大可能搭載プロセッサ数1、被管理サーバ非該当の場合)

アイドル時消費電力基準値 V2.0対応

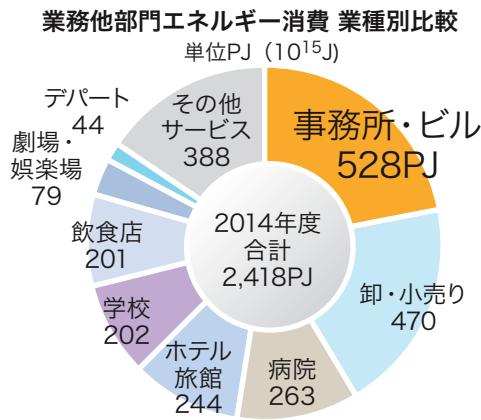
78.0W 以下

オフィスの省エネ

購入者向け情報

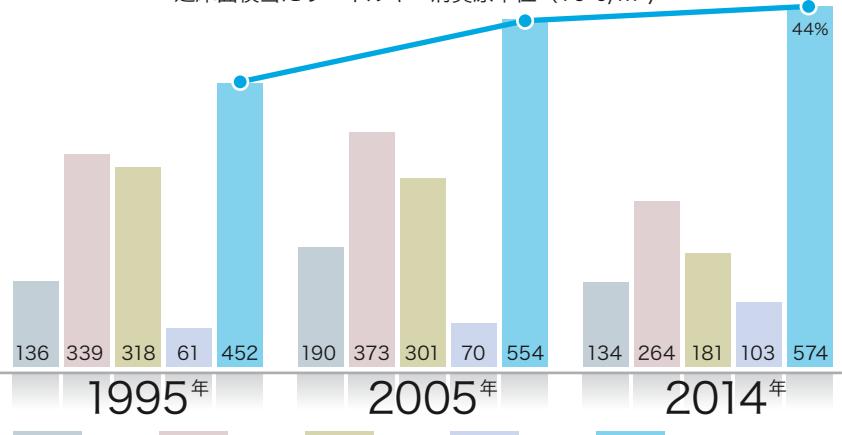
オフィス機器・照明のエネルギー消費量が増えています。

オフィス機器は国際エネルギーestarプログラム適合製品をお選びください。



業務他部門エネルギー消費原単位の推移 用途別比較

延床面積当たりエネルギー消費原単位 (10^6J/m^2)



資源エネルギー庁「エネルギー白書2016」【第212-1-7】業務他部門業種別エネルギー消費の推移及び【第212-1-9】業務他部門エネルギー消費原単位の推移を基に作成

業務他部門は、事務所・ビル、デパート、ホテル・旅館、劇場・娯楽場、学校、病院、卸・小売業、飲食店、その他サービス(福祉施設など)の9業種を含み、事務所・ビルのエネルギー消費が最大シェアを占めます。

業務他部門のエネルギー消費を用途別にみた場合、暖房、冷房、給湯、厨房、動力・照明の5用途に分けられます。用途別の延床面積当たりエネルギー消費原単位の推移をみると、動力・照明用のエネルギー消費は、OA化等を反映して高い伸びを示しました。その結果、動力・照明用の業務他部門のエネルギー消費全体に占める割合は、2014年度では44%に達しました。

資源エネルギー庁「エネルギー白書2016」より

上手に使って、ますます省エネ!

適合製品の削減効果は? 米国内では、標準モデルと比較した場合、適合するコンピュータは30~65%、ディスプレイは20%、画像機器は40%のエネルギー削減効果が試算されています。

オフィス機器は省エネ設定に コントロールパネル▶ハードウェアとサウンド▶電源オプションを開き、コンピュータをスリープ状態にするまでの時間を短くしましょう。(Windows7/8の場合)スリープモードは、ハードディスクの回転を抑制しエネルギー使用量を低減させます。適合製品は、スリープモードへ移行する基準が設定されているため、工場出荷時にすでに省エネ設定がされている場合もあります。

20分と2時間 20分以上、机から離れるのならディスプレイの電源はオフに。2時間以上離れるのなら、パソコンとディスプレイの両方をオフにしましょう。

スクリーンセーバーよりも スクリーンセーバーには省エネ効果はありません。使用していない時は、スリープモードまたは電源をオフにしましょう。
※ほとんどのノートブックコンピュータは、カバーを閉じたり電源ボタンを押すと手動でスリープモードに移行します。(使用方法は機器の説明書をご確認ください)

充電器に注意 充電器は、充電が終わったら壁コンセントからプラグを抜きましょう。使用していない電源コードもプラグを抜いてください。

複合機を選択 プリントやファクシミリ、スキャナー等の複合機は、単体で購入するよりも省エネ効果が高く、購入コストも抑えられます。

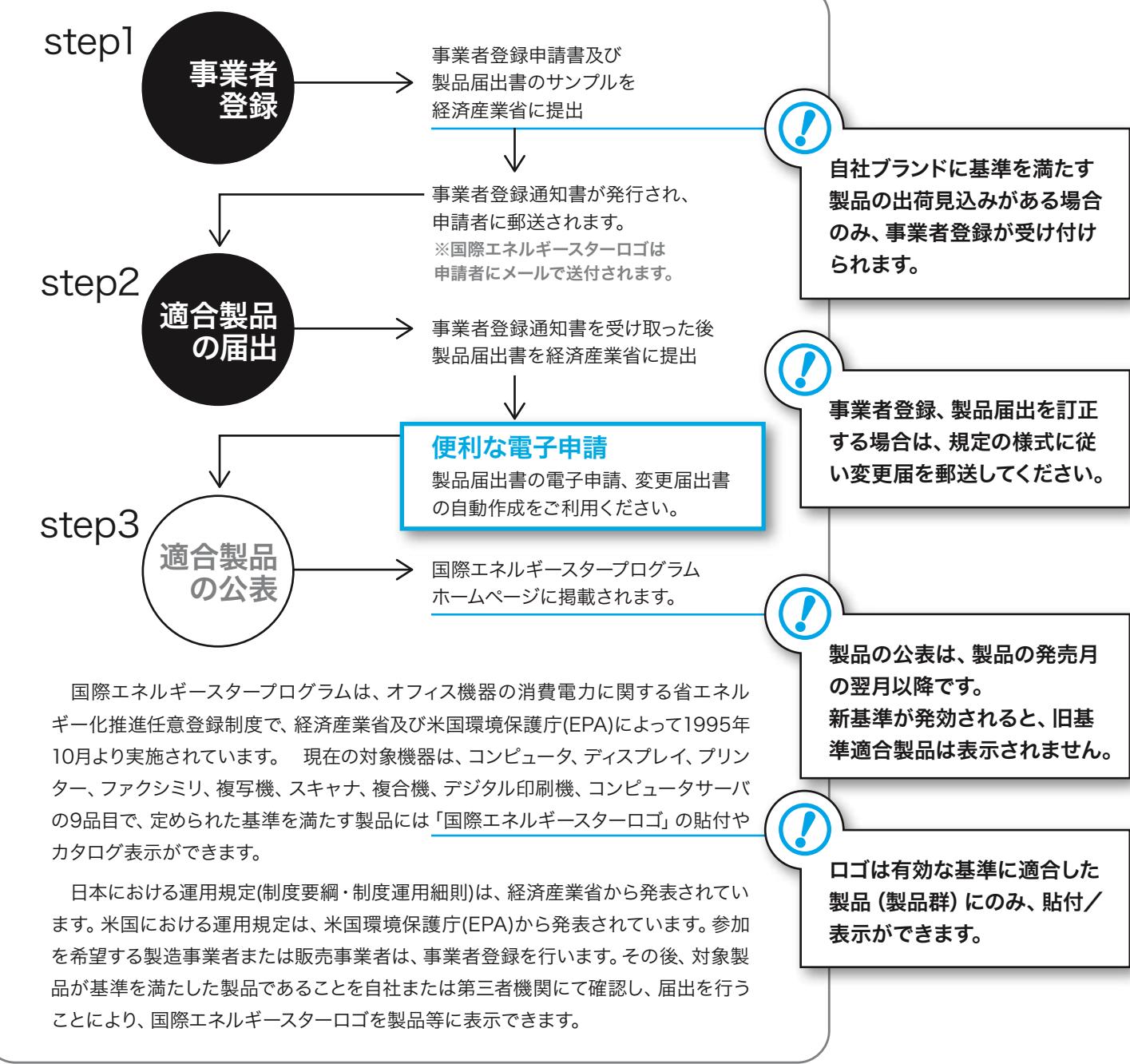
ノートブックPCを選択 デスクトップコンピュータよりノートブックコンピュータがおすすめです。ノートブックは、デスクトップのおよそ2.5~3倍のエネルギー効率の削減が期待できます。

両面プリント プリンターは、両面プリントを活用しましょう。エネルギーも紙も節約します。複数台のプリンターを使っているオフィスなら、1台のプリンターに統合しましょう。

米国EPA ENERGY STAR ホームページより

事業者登録と製品の届出

事業者向け情報



新基準発効日前に製造終了する製品は新基準適合の届出はできません。

新基準発効日

新基準発効日以降も製造・出荷・販売が継続されるモデル
(発売開始は新基準発効日以降であるが、製造がそれより前に開始され新基準発効日以降も継続するモデルを含む)

新基準適合の届出をしてください。
新基準に適合しない場合は、新基準発効日以降口ゴは使用できず、旧基準に対してのみ適合していることを周知してください。

新基準発効日までに製造は終了する
出荷・販売が新基準発効日以降も継続するモデル

新基準適合の届出はできません。
新基準発効日以降口ゴは使用できず、
旧基準に対してのみ適合していることを周知してください。

新基準発効日以降に製造開始のモデル

新基準適合の届出をしてください。

新基準発効日までに製造・出荷・販売終了のモデル

新基準適合の届出はできません。

国際エネルギー・スタープログラム ホームページで適合製品を公開しています。

<http://www.energystar.go.jp>



グリーン購入の対象製品など
適合製品のご購入を検討するさいに
お役立てください。

グリーン購入では、
コピー機等、プリンタ／ファクシミリ兼用機、ディスプレイ、ファクシミリ、スキャナは、国際エネルギー・スタープログラムの基準（Ver.2.0）を適用。
国際エネルギー・スタープログラムのロゴが付された製品は、消費電力の基準を満たすとして、グリーン購入に対応しています。
※調達にあたってはグリーン購入法の判断の基準を参照してください。

経済産業省
資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
〒100-8931 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 TEL. 03-3501-1511(代表)
<http://www.enecho.meti.go.jp/>

本パンフレットの電子版（pdf）は、下記URLからもご覧頂けます。
<http://www.energystar.jp/pamph.html>